

エディオンカード会員特約：改定箇所

■エディオンカード会員特約

改定後	現行
第2条（会員資格） 本特約ならびに三井住友カード会員規約（以下「会員規約」という）を承認のうえ入会の申込みをした方で、当社が適格と認めた方を会員とします。 <u>尚、カードの有効期限は、当社が指定するものと</u> <u>し、カードに表示した月の末日までとします。当社</u> <u>が引き続き会員として適当と認める場合は会員毎に</u> <u>定められた時期に更新するものとします。ただし、</u> <u>カードの有効期限に関わらず、当社とエディオンと</u> <u>の間におけるカードリニューアル発行、当社とエデ</u> <u>ィオンとの提携関係の解消又はサービス提供に必要</u> <u>となる重要なシステム変更により、サービス提供の</u> <u>継続が困難となった場合には、当社は、会員に対し</u> <u>予め通知のうえ、会員資格を喪失させることができ</u> <u>るものとします。</u>	第2条（会員資格） 本特約ならびに三井住友カード会員規約（以下「会員規約」という）を承認のうえ入会の申込みをした方で、当社が適格と認めた方を会員とします。
第6条（エディオンサービス利用料の支払方法） 会員は、<u>エディオンの債権である</u>エディオンサービスの利用料（以下「エディオンサービス利用料」という）を、エディオン所定の方法により、エディオンに支払うものとします。	第6条（エディオンサービス利用料の支払方法） 会員は、エディオンサービスの利用料（以下「エディオンサービス利用料」という）を、エディオン所定の方法により支払うものとする。なお、支払いは年1回、エディオンカードのショッピング利用代金（1回払い）として行われるものとします。

以上